

Title	マレー・ムスリムたちのクリスマス：ムスリムの行為におけるイスラーム外的要因
Author	多和田, 裕司
Citation	人文研究. 68 巻, p.25-41.
Issue Date	2017-03
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科
Description	津川廣行教授：中川眞教授退任記念

Placed on: Osaka City University Repository

マレー・ムスリムたちのクリスマス： ムスリムの行為におけるイスラーム外的要因

多和田 裕 司

本稿は、マレー系ムスリムの行動についての分析をもとに、現代社会においてイスラームがどのように実践されているかを示すことを目的としている。イスラームは、おこなうべきこと、おこなうことが許されていること、禁じられていることが明確に区分されている宗教である。しかし現代社会においては、この区分についてムスリムの間で様々に意見が分かれる事柄が数多く存在する。これは、とくにイスラーム教義と非イスラーム的価値との境界線上にある事柄に顕著である。そのひとつが、ムスリムがクリスマスの祝祭に参加できるか否かをめぐっての論争である。ムスリムのなかには「メーリー・クリスマス」という祝賀を述べることで禁じる者がいる一方で、参加することを問題視しない者も多い。本稿では、マレーシアにおいて近年交わされたムスリムによるクリスマス行事への参加をめぐる論争を取り上げ、イスラームの権威者および一般のムスリムの意見について検討する。結論として、マレー系ムスリムの行動はイスラーム教義だけではなく、イスラームの外側に派生する多民族性や消費社会における経済的論理といった要因によっても、形作られていることを指摘する。

1 イスラームの「外縁」

本稿は、現代社会におけるムスリムの行為について、行為を作り出している要素と行為が形成されるさいのメカニズムをあきらかにしようとするものである。ムスリムの実践はもちろんイスラームの教義によって形作られている。すべてのムスリムは、「原理上は」イスラーム教義にしたがうことが求められる。イスラームが想定する理想の世界とはまさにそのようなムスリムの行為の積み重なった世界にはかならない。しかし、ムスリムが生きる現実を目を向けると、彼らの行為が、必ずしもイスラーム教義のみによって形作られているわけではないという点を見逃すことはできない。とくに、イスラーム教義とはときに矛盾するような価値が現代社会において正当性を持つものとされたり、あるいは経済発展や消費社会の進展がムスリムの「生」をも包み込むようになった時代においては、ムスリムの行為をイスラーム教義のみに帰着させてとらえることは、もはや不可能なのではないだろうか。

ムスリムの日常生活においては、しばしばイスラーム以外の論理や価値に端を発したり、あるいはイスラームに反するような要素を含んだりするような行為が観察される。本稿で主たる対象とするマレーシアの場合、具体的には、クリスマス・シーズンのサンタクロースを連想さ

せるような衣装やプレゼント交換等の他宗教にかかわる行為、(中国系マレーシア人が催す)ランタンフェスティバルや(日本人会主催の)盆踊りなどといった非イスラーム的イベントへの参加、観光対象化された非イスラームの宗教施設への入場や見学などを挙げるができる。マレーシアでは、ムスリムがイスラーム以外の宗教を実践したり、イスラームに反する行為をおこなったりすることは各州条例において禁じられており、例示したような行為は場合によっては処罰の対象となる可能性を有している。あるいは、たとえ処罰にはいたらなくとも、一部のムスリムからは非難を受けるような種類の行為であることは間違いない。

これらの行為については、たんに当該ムスリムの個人的資質としてとらえたり、あるいは、宗教性の希薄化や喪失という意味での世俗化の問題として論じたりすることが可能かもしれない。しかし彼らの行為は、たとえばベールをかぶったその上からサンタクロースの赤い帽子を身につけるなど、ムスリムとしての意識を保ったままのものであることはあきらかであり、単純に世俗化したムスリムによるイスラームからの逸脱と片付けてしまうことはできない。後述するように、むしろこれらの行為にこそ、現代社会におけるイスラームのありかたが典型的に示されているのであり、これまでアカデミズムにおいても一般的なイスラーム理解においても見落とされがちであった、現代を生きる「普通の」ムスリムの姿を読み取ることができるのである。

本稿では、このような行為がなされる場としての、イスラーム教義上許されるか許されないかが問題視されるようなぎりぎりの領域を、イスラームの「外縁」としてとらえる。「外縁」上にある行為は、ムスリムの間でも行為の是非がわかることがあるし、しばしば同一の個人においてすら状況に応じて異なる行為として実践されることもある。そもそも「外縁」においては、その行為をおこなっているムスリム自身はそれをイスラーム教義からの逸脱とは考えていないことがもっぱらであるし、逆にイスラームの「権威」による「外縁」の規定にたいして、自らに正当性を見いだしたなかでの意図的な反抗としてなされる場合もある。

ところで、このような「外縁」上の行為の多様性や曖昧さは、イスラームのありかたに起因している。周知の通り、イスラームは神が人間に与えた言葉としてのコーランを絶対的な典拠とする宗教である。ムスリムにとっては、コーランに示された神の言葉と、それを受け取った預言者ムハンマドの言行(その記録がハディースとしてまとめられている)にしたがって行動することが理想であり、同時にそのように行動する者こそがムスリムにほかならない。

しかしコーランやハディースはあくまでも規範として存在するものであり、ムハンマドの時代とは時代や社会状況が異なる現実を生きるムスリムひとりひとりの行為として実践されるさいには、規範にたいする解釈とでもよべるものが入らざるをえない。イスラーム世界においては、一般にウラマー(イスラーム法学者)と呼ばれる、コーランやハディースなどについて研鑽を積んだ者が、このような解釈の任にあたってきた。歴代の著名なウラマーが積み重ねてきた解釈の連鎖がイスラームの「法学派」であり、いわゆる「正統な」イスラームを構成してき

たのである。

規範と解釈の連鎖というイスラームのありかたは、解釈を必要とする事柄が時代の先端に位置するものであればあるほど、多様性を帯び曖昧なものとならざるをえない。次々に生み出される新しい事物や技術、社会環境や価値観などを背景としながら、イスラーム教義に照らしての行為の是非を直ちに決定するのは困難であるからである。たとえば近年めざましい発達を遂げつつある臓器移植技術を例にとると、生前死後を問わず人間の臓器を移植することの是非や、移植を認めたとしてもムスリムからムスリムへの臓器移植の場合や、非ムスリムからムスリムへの臓器移植の場合における可否などが、さまざまな「解釈」をもとに多くの立場から議論されている〔たとえば Abdul Monir 1998、Mohammed Albar 2012〕。

ある事象や事柄にたいして、ウラマーがイスラーム教義や従来の解釈の蓄積をもとに検討、判断のうえ発した見解がファトワと呼ばれる勧告である。非ムスリムがしばしば誤解していることであるが、ファトワはなにか宗教上のヒエラルキー的な職制を前提に発せられるというわけではなし、ファトワが直ちにムスリム全体の行動を規定するというでもない。ファトワにしたがうか否か、あるいは誰の、どのようなファトワにしたがうか等についての判断は、すべてムスリム個人に委ねられているのである。もちろん有力とされるウラマーが発したファトワがムスリムにたいしてより大きな影響力を持つことは想像に難くないが、だからといって絶対的なものとして受け取られるというわけではない。

たとえていうならばイスラームの規範にたいする解釈（行為）の多様性は、中心の光源から周囲に広がる明るさのようなものととらえることができる。光源に近づけば近づくほど規範と解釈のずれは狭まり、多くのムスリムが同一の行動を取るようになる。他方、光源から離れば離れるほど、規範にたいする解釈の幅は大きくなり、それによってムスリムの行動にも多様性がみられるようになる、といったイメージである。先ほど例に出した最先端の臓器移植技術などは光源から離れたところに位置するものである。本稿で論じるイスラームの「外縁」とはまさに光源から距離があり、光が届くか届かないかの境目あたりの場所を指している。

本稿がイスラームの「外縁」上の行為に注目するのは、それが現代社会におけるイスラームをとらえるために格好の手がかりを提供すると思われるからである。先述の通り、イスラームにおいては規範が明確であるがゆえに、従来のイスラーム研究は規範の研究に終始し、それをもってイスラームであると論じることがもっぱらであった。他方、このような文献中心のイスラーム研究にたいして、人類学などの社会科学的、地域研究的なイスラーム研究はムスリムの実践にその関心を向けることになった。両者の研究は、一方はすべてがイスラームの理念や規範へと還元され、もう一方は、すべてを個別事例へと矮小化させるような、相反する方向へと進むことになった。

1980年代以降、両者の研究をひとつに統合するような試みの重要性が主張されるようになる。人類学の側から述べれば、実践がなされる場としての現実の細部に注目するあまり、とも

すれば見失われてしまいがちであったイスラームの理念や規範を、いまいちど実践を創り出すものとしてとらえようとする試みである。ムスリムの実践をイスラームの理念とそれがおかれた現実の相互作用としてとらえるイスラームの新たな人類学〔Eickelman 1982、Roff 1987、中村 1987、大塚 1989、多和田 2005〕は、ムスリムがイスラームの理念や規範を解釈しながら実践として具現化しようとする過程を跡づけることをとおしてイスラームを理解しようとするものであり、イスラーム理解にたいして大きく貢献するものとして評価できる。人類学的なイスラーム研究におけるこのような転換が、同時期に世界規模で高まりを見せたいわゆるイスラーム復興現象と軌を一にしていることはいままでもない。

しかし人類学的イスラーム研究の新たな方向は、ムスリムの実践がただイスラーム規範にのみ基づいたものであり、他の規範や理念からはまったく無関係であるかのような理解にとどまる危険性をはらんでいる。たとえば近年のいわゆるハラール産業やハラール経済の台頭は、イスラームの理念に基づくものであると同時に、経済的利益追求という現代消費社会の理念によってもたらされるものであり、まったく相異なる種類の力によって支えられていることを見逃すわけにはいかない〔多和田 2014b〕。教義論的、文献学的なイスラーム研究はもちろんのこと、実践に注目する人類学的研究ですら見落としてきたのは、まさにムスリムの実践がイスラームとは別種の原理によっても組み立てられているかもしれないという可能性であり、そのような実践にたいする考察である。

イスラームの「外縁」上にある行為は、とらえようによってはイスラームの規範から逸脱するかのような行為であり、事実、それらの行為にたいして強い批判がなされることもしばしばである。しかしその一方で、ムスリムとしての意識を失うことなくそれらの行為を実践するムスリムが存在することも、おなじく事実である。「外縁」上の行為はイスラームの規範と、それとは別種の規範や価値との相関のなかで具現化されるものであり、その意味で、現代社会におけるイスラームのありかたを特徴的に示している。本稿が「外縁」上の行為に注目するのは、まさにこの点にこそ求められる。

2 マレーシア・イスラームにおける「外縁」の設定

本稿ではマレーシアにおけるイスラーム実践を例として「外縁」の問題を考えていく。まずはマレーシアで「外縁」自体がどのように制度的に境界づけられているかについて検討してみよう。マレーシアでは、イスラームと非イスラーム、ムスリムと非ムスリムの間は法的、制度的に明確に境界づけられている。具体的には、マレーシア国民すべてにかかわる法や制度とは別に、ムスリムのみを対象とする法や制度が存在するのである。したがって、マレーシアにおけるイスラームの「外縁」は、「制度上は」境界線として存在することができる。

このようなマレーシアのイスラーム法制は、「社会の青写真」〔ゲルナー 1991〕あるいは

「ヴィジョン」〔Kessler 1978〕として特徴付けることができるイスラームという宗教を、現実の世界のなかに具現させるための方策としてなされているものである。コーランやハディースをとおしてイスラームが教義として提示しているのは、理念的には、個人の行動規範から倫理、法、社会制度などにまでおよぶ一切であり、イスラーム的な社会とはこれらすべてがイスラームの規範にしたがった社会にはかならない。イスラームに「聖俗の区別」がないのも、「政教分離」が確立されていないように思われるのも、すべて本来イスラームが持っているこのような特性に起因するものである。しかし多数の宗教が混在し、多様な価値観が並立する現代社会において、「青写真」としてのイスラームにかなった国家を構築するのは不可能に近い。マレーシアが国家としてとってきた方策は、イスラームの理念を現実の社会のなかで実現するためのひとつの形であった。

もう少し具体的に見ていこう。マレーシアではイスラーム教義に由来する法は、各州の州条例として定められている¹⁾。これは、近代国家としてのマレーシアが成立する以前の伝統的マレー諸王権では、王国の世襲統治者がイスラームの最高責任者としての立場を有していたこと、ならびにマレーシア国家成立の過程で各王国が州としてマレーシアを構成するにいたったことという歴史的経緯から生まれてきた仕組みである。しかし近代国家という枠組みのなかで、いわゆるイスラーム法（シャリーア）がすべて条例として制定されているというわけではない。マレーシア憲法の規定から、ムスリムを対象とする条例はムスリムの婚姻、財産、相続やイスラーム教義への違反とそれにたいする罰則規定にかぎられ、罰則についてもイスラーム教義上の刑罰（たとえば極刑や手足の切断、投石刑や何回ものむち打ちなど）がそのままちいられているわけではない²⁾。さらに、これらの条例にかんする民事、刑事上の係争は、一般裁判所とは別に設置されたシャリーア裁判所によって管轄される。

このような制度をとおして、マレーシアのイスラームは、いわば二重に境界づけられている。すなわち、第一に、ムスリムと非ムスリム（イスラームと非イスラーム諸宗教）の区別であり、いまひとつは、ムスリムにたいしてイスラーム教義そのものが適用される範囲と適用されない範囲の区別である。すべての事象の「青写真」としてのイスラームは、現代マレーシアという文脈のなかで具象化されるとき、明瞭な境界をもった姿へとトリミングされた状態にあるととらえることができるだろう。

制度をとおしての境界づけは、内容を固定することによって、ますます確固たるものとされる。その役割を果たすのが制度に裏付けられたイスラームの「権威」が発するファトワであり、それに準ずるような様々な見解である。先述のとおり、イスラーム世界においては一般的に、あるファトワにしたがうか否かは個々のムスリムの判断に任されるとともに、それにしたがわないからといってなんらかの罪に問われることはない。しかしながらマレーシアの場合、イスラーム世界においては例外的であるが、ファトワは一種の法令として機能しており、ムスリムにたいして法的拘束力を有している。より正確に述べれば、マレーシアでファトワと称するイ

スラーム教義解釈を発することができるのは、各州におかれたムフティ職（および彼を含めたファトワ委員会）のみであり、そこで発せられたファトワについては州統治者³⁾の名の下に官報公示されることでムスリムにたいする「法」となるのである。ファトワにしたがわないムスリムやファトワを否定するムスリムにたいしては、おなじく各州で制定されたイスラーム教義違反を罰する「刑法条例」によって、罰則が科せられることになる。

ところで、イスラームが州の管轄下にあり「法」としてのファトワも各州単位で発せられることにたいして、国家レベルでもファトワを審議し、各州にたいして助言的な役割を果たすための組織として、首相府マレーシア・イスラーム発展局（Jabatan Kemajuan Islam Malaysia, Jabatan Perdana Menteri）に国家ファトワ委員会（Jawatankuasa Fatwa Kebangsaan）なる機関が置かれている。各州のムフティなどによって構成されるこの委員会が出されたファトワは、正式には各州のファトワ委員会であらためてファトワとして決定され、官報公示されることによって初めて法的効力が発揮されるものであるが、国家ファトワ委員会で発せられたファトワは、各州やムスリム個人に大きな影響を与えるものとなる。たとえ正式に発せられたファトワにいたらなくても、国家ファトワ委員会での進展中の議論や委員会に属する有カムフティの見解が、正当なイスラームとしてマレーシアのムスリムを方向付けることは言うまでもない。

ここで最近マレーシアにおいて話題となったファトワをふたつ紹介し、ムスリムと非ムスリム、イスラームと非イスラーム諸宗教の境界がどのように定められているのかについて、具体的に確認しておこう。

はじめに、ヨガにたいする禁令を取り上げてみよう。近年、マレーシアでも健康志向の高まりをうけて、ムスリム、非ムスリムを問わず女性を中心にヨガの愛好者が増えつつある。このような状況のなかで、国家ファトワ委員会は、2008年10月に開催された会合で、ヨガはイスラーム信仰に反するという理由から、ムスリムによるヨガの実践を禁ずるという結論を出したのである⁴⁾。同委員会がヨガを禁じた理由は、ヨガはヒンドゥー信仰をもとに神との合一を目指すものであり、身体運動、崇拝、マントラを唱えることという三要素からなるヨガの実践はイスラームの信仰を損なうからというものであった。委員会の見解では、イスラームの信仰を損なうことが生じうるおこないとして、個人の信念、発言、行為という三種類の行動が考えられるが、ヨガの実践は発言と行為においてイスラームを毀損しているというのである。同委員会の委員長であるアブドゥル・シュコール（Abdul Shukor Husin）は、崇拝やマントラのない身体運動のみのヨガであればイスラームという点から見ても誤ったものではないが、しかし身体運動がいずれ崇拝やマントラにつながっていく可能性がある以上、ムスリムはヨガを避けるべきだという自らの考えを述べている（*The Star* 紙電子版、2008年11月22日付）。この決定はヨガ愛好者であるか否かを問わず、ムスリムの間に大きな反響を引き起こした。未だ審議中という州もあるものの、いくつかの州では、国家ファトワ委員会の決定に倣い、自らの州

内でもヨガを「ハラーム」（許されざるもの）として官報公示をおこなっている⁵⁾。

いまひとつは犬に触れることをめぐっての、おなじく国家ファトワ委員会での議論である。これは、2014年10月、「犬に触れよう」との題目で開催されたイベントをきっかけに議論されることになった。ムスリムを含めておおよそ800人が参加したこのイベントは、一般にムスリムにとっては禁忌の対象とされている犬にたいして、もっと知ることではしばしば見られる犬にたいする虐待的な行為を防ごうという目的でおこなわれたものである。イベントの主催者側は、イベントのなかで、ムスリムが犬に触れた場合におこなわなければならない浄めの方法についての講義も用意するなど、このイベントはあきらかにムスリムの参加を意識したものであった。

イベント終了後、参加者たちがSNSなどを通じて自らが犬に触れる写真をネット上に掲示したことなどからこのイベントが広く知られることになり、ムスリムが積極的に、あるいは愛玩としての犬に触れることの是非について、ムスリムの間で大きな論争が引き起こされた。直後に開催された国家ファトワ委員会においてもこの問題が議論され、首相府担当大臣がマレーシア・イスラーム発展局局长、国家ファトワ委員会委員長とともに、マレーシアのムスリムが属するシャーフィイー法学派においては犬に触れることが禁じられているとの意見を述べたのであった（*The Star* 紙電子版、2014年10月23日付）。

ここで簡単に紹介したヨガと犬に触れることについての国家ファトワ委員会での議論は、イスラームの「外縁」上にある行為の性格をよく示している。ヨガの例においては、イスラームと非イスラーム（この場合はヒンドゥー教）の境界確定が問題となり、非イスラーム的要素の有無によって境界が定められている。動作としては同一の身体実践であっても、非イスラーム（ヒンドゥー）的要素の有無を境界として、あるものは是とされ、あるものは否とされるのである。

他方後者の犬に触れる例では、イスラーム内部での境界が問題視されている。マレーシアのイスラームはいわゆるイスラームの四大法学派のひとつであるシャーフィイー派に属し、イスラーム関連の法についてもまずシャーフィイー派の見解に基づいて組み立てられている。犬にたいするとらえ方は四大法学派で若干異なるところがあり、シャーフィイー派のそれでは犬は「ナジス」（不浄なもの）であるとされている。今回の見解がファトワとしてではなく、委員の意見として発せられるにとどまっているのも、おそらくは他の法学派における異なる解釈を踏まえてのことであろう⁶⁾。しかしファトワであるか否かを問わず、あるいは官報公示されているか否かを問わず、国家ファトワ委員会というイスラーム解釈における「権威」によってマレーシア・イスラームの境界が画定されたのである。

ムスリムと非ムスリム（イスラームと非イスラーム諸宗教）を境界づける制度と、そのなかで法として機能するイスラーム解釈（ファトワ）の存在によって、マレーシアにあっては、イスラームの「外縁」における許されるものと許されないものとの区別は、少なくとも原理的に

は明確であり、一見したところでは曖昧な点は一切ないように思われる。しかしながら必ずしもすべての事象が明確に境界づけられているとはかぎらず、次節で述べるように「外縁」が曖昧なまま揺れ動いている場合も数多く見ることができる。この「外縁」の曖昧さに注目することこそが、現代社会におけるイスラームのありかたを知る上での有力な手がかりなのである。

3 ムスリムとクリスマスをめぐる相克

近年のマレーシアで「外縁」の揺らぎが観察される事例のひとつに、クリスマス行事へのムスリムのかかわりをめぐっての議論がある。マレーシアは宗教の別と民族の別とが概ね重なりあうという多民族かつ多宗教国家である⁷⁾。マレーシア憲法の規定によりマレー系マレーシア人がすべてムスリムであるのにたいして、非マレー系マレーシア人の大多数は非イスラーム諸宗教を信仰している。しかも非イスラーム人口が国民のおおよそ4割を占めることから、マレーシアではイスラームを国教と定めながらも、イスラーム以外の宗教実践の自由も憲法によって保障されている。それを受けて、ウェーサーカ祭（仏教）、ディーパバリ（ヒンドゥー教）、クリスマス（キリスト教）などが、イスラームの諸祭日とともに国家の祝日とされている。各祝日においては、それぞれの信徒が宗教行事を執りおこなうことはもちろんであるが、80年代以降の経済発展と消費社会化を背景に、大規模なショッピングモールなどでは集客の好機として盛大な飾り付けやセールが実施されるなど、宗教の商業化が顕著に現れる機会ともなっている。

非イスラームの宗教行事のなかで、もっとも盛大であり、かつ商業化が進んでいるのが、クリスマスである。クリスマスの一月ほど前になると店舗の大小や業種を問わず多くの店がクリスマス用の飾りつけを整える（写真1）。各ショッピングモールは例年趣向を凝らしたクリスマス用のモニュメントで競いあい、レストランや小売店では従業員がサンタクロースの赤い帽子をかぶり接客する場面も数多く見られる。テレビ番組がクリスマスを意識したものになることはいうまでもない。イスラームが多数派を占める国家においてのこのようなクリスマスの盛り



(写真1) ショッピングモールのクリスマス・デコレーション

り上がりは、キリスト教信者だけがそれを担っているだけではなく、ムスリムをも含めたさまざまな宗教の信者がかかわっているゆえのことである。

ムスリムによるクリスマス行事への参加は、これまでしばしば論議を呼ぶ話題となってきた。はたしてムスリムが非イスラームの「宗教」行事へ参加することができるか否かが問題視されたのである。それは実際

にクリスマスの礼拝に参加するといった他宗教へのかかわりがあきらかな事柄についてではなく、たとえばムスリム側から非ムスリムにクリスマスの祝辞を投げかけることができるのかどうか、あるいは非ムスリムが主催するクリスマス・パーティーに出かけてもよいのかどうかといった、ムスリムとしての行為が許されるぎりぎりの境界上に生じる問いでもあった。クリスマスの行事をめぐる、まさにイスラームの「外縁」上のムスリムの実践が問われ続けているのである。

ムスリムのクリスマスへの参加にかんして、はじめて公的な見解が出されたのは2005年のことであった。同年4月12日に開催された第68回国家ファトワ委員会において、ムスリムが非ムスリムの宗教行事に参加するさいに、イスラームの教えに反しないために守るべきガイドラインが発表された⁸⁾。このガイドラインはイスラームの「外縁」上に位置する行為について、なにが許され、なにが許されないかについての考えを示すものであるため、少し詳細に検討しておこう。

ガイドラインは全部で五つの基準から成り立っている。すなわち第一に、当該行事がイスラームの信仰に矛盾する儀式を含まないものであること。第二に、当該行事がイスラーム法に反する行為を含まないものであること。第三に、当該行事が我が国（注：マレーシア）におけるイスラーム社会の道徳や文化の構築に矛盾するような行為を含まないものであること。第四に、当該行事がイスラーム社会におけるセンシティブな問題に触れるような行為を含まないものであること。第五に、非イスラームの祝祭を催したりそれに参加したりする前に宗教上の権威者から見解を得ること。以上の五つの基準である。

それぞれに付された解説および具体例は、「外縁」上の行為をさらに際立たせる。第一のガイドラインにあるイスラームの信仰に矛盾する儀式とは、具体的には、十字架など他宗教の象徴が含まれていたり、他宗教を特徴付けるような歌を歌ったり、あるいは、儀式中に他宗教にたいして礼をしたり敬意を示したりすることがなされるような儀式であるとされている。第二のイスラーム法に反する行為とは、教会の鐘やクリスマスツリーなどの飾り付けやアルコール類の提供などが該当する。さらにこれらの事柄と並んで、サンタクロースの衣装を身につけることも、イスラーム法に反する具体的な例として挙げられている。第三のイスラーム社会の道徳や文化の構築に矛盾するような事柄としては、異性の間での過度で礼節を欠くような混在、目立った服装、美人コンテストや闘鶏などのイベントの開催などが例示されている。第四のセンシティブな問題に触れる行為とは、イスラーム以外の宗教を広めるような演説や歌、イスラームやムスリムにたいする侮蔑やからかいなどが挙げられる。

ここで示されているのは、あくまでも国家ファトワ委員会によるガイドラインであり、文字通りのファトワではない。さらにファトワ違反が罪になるのは各州においてファトワが当該州のファトワとして官報公示されてからのことであり、ガイドラインに違反したからといって、ただちにそのムスリムが罪に問われることはない。後述するようにこのガイドラインにたいし

てはムスリムのなかにも批判的な者も多く、ガイドラインからはずれるような行為も数多く観察される。

このガイドラインが示された2年後の2007年、国家ファトワ委員会は「非イスラーム諸宗教の祝祭にさいして、ムスリムが祝意や安寧を述べることについての法」と題されたファトワを公表した⁹⁾。これはムスリムの他宗教にたいするかかわり方を明確にするものであった。このファトワでは次のような三つのことが定められている。第一に、ムスリムの信仰にたいして疑問を呈したり、すべての宗教が対等であるといったことを確信させたりするような非イスラームの祝祭や式典を尊重するかのようムスリムの行為は、イスラームにおいては禁じられているということ。第二に、しかし非イスラームの祝祭や式典を尊重するようムスリムの行為がムスリムと非ムスリムの間の社会的および対人関係の基盤の上で調和を求めるものである場合は、イスラームにおいて許されるということ。第三に、他宗教を認めたり、讃えたりすることなく、また他宗教の象徴などをもちいないかぎりにおいては、ムスリムが非ムスリムにたいして非イスラームの宗教的祝祭時に祝意を述べたり、挨拶を送ったりすることは許されるということ。以上の三点である。

しかしながらこのファトワもまた、ムスリムのひとつひとつの具体的な行為の基準としては依然として曖昧さを残すものであることは否めない。ムスリムから非ムスリムにたいする挨拶ひとつをとっても、それがたんに「社交上の」ものなのか、あるいはイスラーム以外の宗教にたいする賛意が込められたものなのかは、現実には区分することはほとんど不可能であろう。その結果、ムスリムの非イスラーム諸宗教へのかかわり方については、現時点にいたるまで様々な立場からの考え方が提出されている。

たとえばマレーシアのイスラーム系団体であるマレーシア・ムスリム協会 (Ikatan Muslimin Malaysia (Isma)) は、2012年のクリスマスにあたり、自らのポータルサイト上でムスリムが他宗教の信者にたいして祝賀することについての見解を発表している¹⁰⁾。それによれば祝賀の言葉として「神からの祝福を受けられますように (Semoga mendapat restu daripada tuhan)」といった言葉はもちいることができないが、一方で、「あなたに幸運が訪れますように (Semoga anda berbahagia)」という表現なら可能であるという。祝意をカードなどで表すさいにはコーランからの語を書き添えることが望ましいのにたいして、イスラーム以外の宗教の教えにつながるようなものももちいることができない。他宗教の信者への祝賀を表すること自体については、イスラームの寛容さを示すものとして、とくに友人間やイスラームの祭日に彼らからの祝意を受けた場合などにあっては、積極的に求められるという。さらに同協会のアブ・アミーン (Abu Ameen) は、2014年のクリスマスにあたり、このようなマレーシアの多文化状況に適合したガイドラインを踏まえつつ、より具体的に「メーリー・クリスマス」という語をもちいることの是非について論じている。彼によれば、クリスマスは神の子の誕生を祝う日である一方で、イスラームは神の子なる概念自体を認めていないので、その言葉はもちいるべきではな

いという¹¹⁾。

ムスリムのなかにはさらに強硬な見解を示す者もいる。たとえば国際的なイスラーム主義団体であるヒズボラ・タハリール (Hizbut Tahrir) のマレーシア支部は、クリスマスは西洋的価値をムスリムのなかに浸透させようとするものであり、キリスト教布教の重要な拠点であるにとらえ、ムスリムが自分たちは不寛容ではないと見られたいがためにクリスマスを祝うことは信仰を売り渡すものであるとの警句を発している。彼らによれば、ムスリムはクリスマス「危険性」に気づかなければならない (*Malay Mail* 紙電子版、2014年12月19日付)¹²⁾。

このような意見にたいして、異なる立場から、クリスマス祝賀を認める者もムスリムのなかには多い。たとえばペルリス州の前ムフティであるムハマッド・アスリ (Mohd Asri Zainul Abidin) は、ムスリムがイスラーム以外の宗教の祝日に非ムスリムにたいして祝意を唱えることは許されるが、しかし宗教儀式に参加することは認められないとの考えを呈している。彼は、ムスリムが非ムスリムをイスラームの宗教儀式に招くことも認められないとし、ムスリムと非ムスリムとの統合は正義と好意によってもたらされるものであり、祝祭をともにすることによってではないとも述べている (*Free Malaysia Today* 紙電子版、2015年12月25日付)。

あるいは上述したマレーシア・ムスリム協会の見解にたいして、アブドゥル・ラーマン (Abdul Rahman Dahlan) 都市福祉、住居、地方政府担当大臣は、彼らの見解はマレーシア・ムスリムの多数派を代表するものではない「おせっかい」であると断じ、自らはすべてのキリスト教徒にたいして「メーリー・クリスマス」と祝意を述べるだけでなく、クリスマス・パーティーを盛大に主催する旨を発表した。彼の言によれば、宗教的頑迷さは穏和なマレーシアにその居場所はないのである (*Malay Mail* 紙電子版、2014年12月23日付)¹³⁾。

ここではイスラーム団体の活動家や政治家、イスラーム法学者など見解を紹介してきたが、この論争はもちろんこれらながしかの「権威」によってのみなされているわけではない。近年急速に発達したインターネットやSNSを介して市井のムスリムも、自らの考えを様々な形で発信している。ムスリムによるクリスマスへの関与をまったく否定するものから、非ムスリムとの交流という観点から積極的に評価するもの、さらにはクリスマスへのかかわりを否定するムスリムは休日であるクリスマスにも出勤すべきといった皮肉を投げかけるものまで、その数や主張の種類は枚挙にいとまがない。結局のところ、クリスマスへのかかわりというムスリムの実践は、公的規定においても現実の実践においても曖昧な状態のままに置かれているのである。

4 行為の源泉としてのイスラーム外的要因

クリスマス行事への参加の是非が多くのイスラームの「権威」によって議論される一方で、実際にクリスマス行事へかかわるムスリムのかかわり方は、個々のムスリムの考え方や非ム



(写真2) クリスマス飾りを前に写真を撮る
ムスリムの家族

スリムとの関係性のなかで実に多彩な姿をとっている。ある者はクリスマス・パーティーに出席し、キリスト教徒とともに祝日を過ごす。またある者は一従業員として客に「メリー・クリスマス」という言祝ぎの言葉を投げかける。あるいは家族一同がそろってショッピングモールのクリスマス・デコレーションの前で記念撮影をおこなうこともごく普通の風景である(写真2)。もちろんこれとは逆にクリスマス行事への参加に批判的で、行事から

距離を置くムスリムも存在する。クリスマスがキリスト教の行事であることは、すべてのムスリムによって常識として承知されているが、それにもかかわらず、マレーシアのムスリムの多くは、クリスマスに何らかの形で「参加」しているのである。

このような現実を前にして問われなければならない点は、次のような二つの問いであろう。第一に、なにが正統なイスラームであるかということにかんしての国家的な「統制」が制度においても実際の運用においても強くなされているマレーシアで、なぜクリスマスをめぐるムスリムの行為についての判断は曖昧なままにされているのかという点であり、第二に、実際にクリスマスにかかわるムスリムたちは、どのような意識や理由を持っているのかという点である。第一の問いから順に考えてみよう。

クリスマス行事へのムスリムのかかわり方を定めているのは、いうまでもなくイスラームの規範という宗教的原則である。イスラームへの信仰が崩されたり、イスラーム教義違反がなされたりするようなかかわり方は、あきらかに容認されない。この点については、上で紹介したムスリムのかかわり方を論じるすべての論者に共通しているし、クリスマス行事に実際にかかわる(距離を取るという「かかわり方」も含めて)ムスリムにおいても同様である。クリスマスへの参加がイスラームを損なったり、クリスマス行事において、たとえば飲酒などの行為がなされたりしたら、すべてのムスリムが、(自らが飲酒等の違反をしているか否かは関係なく)公的にはその行為を非難するであろうことは間違いない。

このように行為の是非を論じるさいの原則においては一致しているにもかかわらず、実際の行為において差異が観察されるのは、そもそもなにがイスラームを損なう行為なのか、より具体的には、非イスラームの祝祭を祝うことがイスラームを損なうのか否かという点について、ムスリムの間にまったく正反対の意見があるからにはほかならない。非イスラームの祝祭を祝うこと自体がイスラームを損なうという解釈に立てばクリスマス行事への参加はかなり限定されたものとならざるを得ない。他方、非イスラームの祝祭を祝うことと自らのイスラーム信仰の強さとは別のものであると考える立場に立てば、クリスマス行事への参加はまったく問題のない行為

として受け取られる。

ところで、クリスマス行事への参加の是非は、イスラーム教義によって判断されることにくわえて、これとはまったく異なる種類の論理が働いていることに注意しなければならない。それは宗教性にたいして社会性とでも呼ぶことのできる要因を含んでいる。とくにクリスマスへの参加を是とする者の間ではこの傾向は顕著であり、前節で紹介したアブドゥル・ラーマン都市福祉、住居、地方政府担当大臣の発言はその典型例である。この傾向は2007年の国家ファトワ委員会によるファトワにも明確に見て取ることができるが、ムスリムと非ムスリムとの社会的な関係性や両者の調和もまた、ムスリムの行為の是非について判断する基準に加えられている。言い換えるならば、ムスリムの行為にたいする判断が、宗教ではなく、民族関係により重きをおいてとらえられているのであり、その結果、非ムスリムすなわち非マレー系との距離の置き方によって、クリスマスへの参加の是非が論じられることになる。

クリスマスの参加の是非の判断に民族関係という要素が影響しているということについては、ヨガや犬との接触を禁じたファトワと対比することでより明確になるだろう。ヨガや犬との接触を禁じることは、純粋にイスラーム内部かつマレーシアのムスリム内部に閉じた議論である。もちろんヨガの場合はヒンドゥー教的要素（マントラ）の存在の有無が問題視されているが、これはムスリムがそれを唱えるか否かということにかかわる事柄であり、ムスリムにたいしてヨガの是非を判断するためにヒンドゥー教徒の存在はまったく関係がない。これらの行為の是非にたいしては、「権威」の側も一般のムスリムの側も、イスラーム教義のみを参照することで、それを判断することが可能である。

第二の点についてはどうであろうか。

クリスマス行事に参加しているムスリムは、参加している本人にとってはその行為がイスラームの規範に反しているという意識はない。たとえ「一部の」ムスリムの間に当該の行為を許されざるものとする者がいることは承知していたとしても、自らはそれは許されるものと考えている。彼らの声を紹介してみると、たとえば「(赤い帽子をかぶっているのは)自分はアルバイトだから(店長の意向にしたがう)」「(クリスマスのデコレーションの前で写真を撮ることにたいして)雪のあるデコレーションがきれいだから」「(サンタの衣装のような帽子について)これはたんなる赤い帽子であってサンタクロースの衣装ではないから」「(キリスト教の)教会ではなく、(クリスマスの飾り付けがされた)ショッピングモールに来ているだけで宗教の問題ではないから」「(メアリー・クリスマスという祝意について)友人にお祝いを述べることは当然だから」などなど、各自がそれぞれの理由や判断によってクリスマス行事にかかわっているのである。これらの声に共通するなにかはとくに見あたらない。ただいずれの者も、自らはムスリムであり、これらのことをおこなったくらいでキリスト教の影響を受けることなどないという意識は、間違いなく持っている。

これらの声から、ムスリムにとってクリスマスは宗教行事というよりも、一年に一度訪れる

イベントとして受け取られていることがうかがえる。イスラーム主義的な立場にたつムスリムはそのようなイベントに参加すること自体がイスラームを毀損することであると考えているが、多くのムスリムはイスラーム性が損なわれるなどと思うことなくイベントに参加している。宗教性が失われ、イベント化したクリスマス、非キリスト教徒が享受するという構図は我が国においても観察されることであるが、まさに同様の現象がマレーシアのムスリムにも生じているのである。

ムスリムにとっても非ムスリムにとっても、イベント化したクリスマスは絶好の商機であり、クリスマスをムスリムから分離することは経済的にはもはや不可能であるように思われる。クリスマスから宗教性が失われ、「非・場所」[Auge 2009]の典型例とされるショッピングモールで盛大に催されるのは、まさに消費社会化が進むマレーシアを象徴している。

これらのことからあきらかなように、クリスマスへのムスリムの参加の是非が曖昧なままにされ、かつムスリムが多様なかわり方を取り得るのは、マレーシアの「多民族性」と「消費社会化」にその要因を求めることができるだろう。多民族国家であるマレーシアにとって、民族間の調和と国民の統合は建国以来の国是であり、国家の第一の課題とされてきた。これはたんに政府や政策においてそうであるばかりではなく、国民一人一人の意識のなかに根付いている。政府のみならずメディアやアカデミズムにおいてマレーシアという国が言及されるとき、なによりもまず多民族の共存について語られることがそれを物語っていよう。クリスマスはマレー系と非マレー系、ムスリムと非ムスリムが触れあう格好の機会なのである。しかも消費社会の進展によってクリスマスのイベント性が強くなった現在、クリスマスはもはや宗教を問わず誰もが参加可能なものとなっている。このことは、おなじキリスト教の行事であっても、マレーシアにおいてイベント化や商業化がさほど観察されないハローウィンが、ムスリムにたいして明確に禁じられていることと好対照である (*Malay Mail* 紙電子版、2014年10月28日付)。多民族の共存と経済的豊かさを求める国家にとって、「宗教」を理由にクリスマスをムスリムから遠ざけることはもはや不可能であろう。

5 むすび

筆者はここ数年、現代社会におけるムスリムの行為はイスラームの「外部」にある論理や価値によっても影響されるものであることを論じてきた。イスラームの論理と「外部」の論理が相関するなかで現代のイスラームはその姿を現しているのである。イスラームの「外部」にある要因とは、たとえば男女平等などの「普遍的」とされる価値、経済的利益の追求、消費社会におけるファッションへの指向などであるが、これらはいずれも、イスラーム法制の制度化 [多和田 2007, 2008]、ハラール認証制度 [多和田 2012]、イスラームを対象にした観光 [多和田 2014a]、ムスリム女性のかぶるベール [多和田 2015] などの形をとって、イスラーム

が実践されるさいのありかたに大きな影響を与えている。

本稿で取り上げてきたイスラームの「外縁」とは、まさにふたつの論理が相対峙するその場にほかならない。クリスマス行事へのムスリムのかかわりは、個々のムスリムにとって、イスラームと「多民族性（多宗教性）」や「現代消費社会」との間で自らの立ち位置を選択することの具体的現れなのである。当然のことながら「外部」の論理や条件が異なれば、「外縁」上の論理の相克もまた違った形となる。たとえば、マレーシアと歴史的に共通するところが多いシンガポールにおいては、ムスリムにたいするクリスマスの禁止が公的に議論されることはほとんどない。これは、シンガポールのムスリムもマレーシアのムスリムとおなじくイスラームの論理を有し、かつ多民族（多宗教）状況を生きているにもかかわらず、その人口は国民のおおよそ14パーセントにすぎず、しかも公的機関の発するファトワですらしばしば（一般の）裁判所によって否定されうる〔Aidil 2009〕というほどにイスラーム「外部」の論理が強いからである¹⁴⁾。

イスラームやムスリムにたいする一般的な理解は、すべてをイスラーム教義のもとに一元的にとらえてしまうような、ある種の文化決定論に陥っている。その結果、たとえイスラームやムスリムへの尊重や彼らとの共存が謳われても、結局はオリエンタリズム的なイスラーム理解から未だ抜け出せない状態にとどまっている。本稿で検討してきたように、イスラームの「外縁」上の行為に注目することで、この呪縛からわずかでも逃れることができるのではないだろうか。ムスリムの行為にたいして極端に矮小化された理解が強まりつつある現在であるからこそ、このことを強調しておきたい。我々が、多様な論理や価値のなかで自らの行為を作り出しているように、ムスリムの行為もまた同様のメカニズムによって形作られているのである。

【付記】

本研究は JSPS 科研費 JP16K03228（現代マレーシアにおけるイスラーム実践の「外縁」に関する実態調査研究）の助成を受けたものである。

【注】

- 1) イスラーム関連の州条例自体は、イスラーム関連以外の通常の州条例と同様に、ムスリム、非ムスリムが混在する各州の州議会によって制定される。
- 2) マレーシアにおけるイスラーム教義の法制化については、多和田〔2007、2008〕を参照のこと。
- 3) 一般的には「スルタン」と呼ばれるが、州によっては「ヤン・ディ・プルトゥアン・ブサール」（ヌグリ・スンピラン州）、「ラジャ」（ペルリス州）と称される。なお歴史的に世襲統治者の存在しない州（ペナン州、マラッカ州、サバ州、サラワク州）と連邦直轄領については、世襲統治者の間から互選で選出されるマレーシア国王がこれを代行する。
- 4) Kedudukan Senaman Yoga Di Kalangan Umat Islam〔Jabatan Kemajuan Islama Malaysia 2009: 26〕
- 5) 誤解のないように付け加えておくと、これはあくまでもムスリムを対象とした禁令であり、マレーシアではヨガが一切禁じられているという訳ではない。
- 6) たとえば四大法学派のひとつであるマールク派では、犬そのものではなく犬の唾液を不浄のものとし、なしてあり、儀礼的な浄めについても、犬そのものではなく犬の唾液に触れたときに求められる。

- 7) 10年ごとに実施される全国規模の調査によれば、2010年時点で、総人口28.3(百万人)にたいして、民族別では、ブミプトラ系(マレー系および先住民系)67.4%、中国系24.6%、インド系7.3%、その他0.7%であり、宗教別では、イスラーム61.3%、仏教19.8%、キリスト教9.2%、ヒンドゥー教6.3%、その他3.4%となっている。(出典: Population Distribution and Basic Demographic Characteristic Report 2010 by Department of Statistics Malaysia, https://www.statistics.gov.my/index.php?r=column/cthemebByCat&cat=117&bul_id=MDMxdHZjWTK1SjFzTzNkRXYzcVZjdz09&menu_id=L0pheU43NWJwRWVVSZklWdzQ4TlhUUT09, accessed on 16/Aug/2016.)
- 8) Garis Panduan Orang Islam Turut Merayakan Hari Kebesaran Agama Orang Bukan Islam [Jabatan Kemajuan Islama Malaysia 2009: 10]
- 9) Hukum Orang Islam Mengucapkan Tahniah Dan Ucapan Selamat Bersempena Perayaan Agama Bukan Islam [Jabatan Kemajuan Islama Malaysia 2009: 18]
- 10) <http://www.ismaweb.net/2012/02/pandangan-muis-berkenaan-meraikan-perayaan-agama-bukan-islam/>, accessed on 17/Aug/2016
- 11) <http://www.ismaweb.net/2014/12/islam-and-christmas-celebration/>, accessed on 17/Aug/2016
- 12) 州によってはファトワによってヒズボラの活動自体を非合法化しているところもある。
- 13) 彼のこの発言にたいしてマレーシア・ムスリム協会側も反論し、同協会中央委員のムハマッド・ハジジ(Mohd Hazizi Ab Rahman)は、アブドゥル・ラーマンはその傲慢さにたいして神から厳しい教訓を受けることになるとの声明を発している(*Malay Mail* 紙電子版、2014年12月24日付)。
- 14) マレーシアの近隣諸国について見ると、ブルネイは2014年から国家のイスラーム色を強めるとともに、ムスリムにたいしてクリスマス行事に参加することだけではなくクリスマスの装飾なども禁じるようになった(*The Straits Times* 紙電子版、2015年4月24日付)。これは同国民の8割弱がムスリムでありムスリムの国王のもと絶対君主制に近い政体を維持していること、ならびに豊富な天然資源によって独裁的な政治が支えられていることに因るものであると推測される。おなじく人口のおおよそ9割がムスリムであるインドネシアでは、スハルト時代の1981年、イスラームとキリスト教との緊張が高まりを見せるなかで宗教間の協調を求めるスハルト政権がキリスト教への近接を図ったことにたいして、それに批判的であったインドネシア・ウラマー評議会がムスリムがクリスマス行事に参加することを禁じるファトワを発している(なお、インドネシアでいうファトワは法的拘束力はもたない)[Mun'im 2013]。その後、現在にいたるまで、ムスリムにとってのクリスマスのあり方は毎年のように議論されている(たとえば“The controversy over ‘Merry Xmas’” *The Jakarta Post* 紙電子版、2013年12月23日付の記事などを参照)。

【参考文献】

- Abdul Monir Yaacob 1998 “Perkembangan Institusi Mufti di Malaysia”, In Abdul Monir Yaacob and Wan Roslili Abd. Majid (eds.) *Mufti dan Fatwa di Negara-Negara ASEAN*, Kuala Lumpur: Institut Kefahaman Islam Malaysia.
- Aidil Zulkifli 2009 “The Fate of *Fatwa* in Singapore”, *Karyawan*, vol. 10, issue 1, pp. 3-4. (Association of Muslim Professionals).
- Auge, Marc (translated by Howe, John) 2009 *Non-Places: An Introduction to Supermodernity*, London: Verso.
- Eickelman, D. F. 1982 “The Study of Islam in Local Contexts”, *Contributions to Asian Studies*, vol. 17, pp. 1-16.
- ゲルナー、E. (宮治他訳) 1991 [1981] 『イスラム社会』(紀伊國屋書店)
- Jabatan Kemajuan Islama Malaysia 2009 *Keputusan Muzakarah Jawatankuasa Fatwa Majlis Kebangsaan Bagi Hal Ehawaii Ugama Islam Malaysia*, Putra Jaya: Jabatan Kemajuan Islam Malaysia.
- Kessler, C. S. 1978 *Islam and Politics in a Malay State: Kelantan 1838-1969*, Ithaca: Cornell Univ. Press.

- Mun'im Sirry 2013 "Fatwas and their Controversy: The Case of the Council of Indonesian Ulama (MUI), *Journal of Southeast Asian Studies*, vol. 44, no. 1, pp. 100-117.
- Mohammed Albar 2012 "Organ Transplantation: A Sunni Islamic Perspective", *Saudi Journal of Kidney Diseases and Transplantation*, vol. 23, no. 4, pp. 817-822.
- 中村光男 1987 「文明の人類学再考」伊藤・関本・船曳（編）『現代の社会人類学 3』（東京大学出版会）、pp. 109-137.
- 大塚和夫 1989 『異文化としてのイスラーム』（同文館）
- Roff, W. R. (ed.) 1987 *Islam and the Political Economy of Meaning*, New York: Croom Helm.
- 多和田裕司 2005 『マレー・イスラームの人類学』（ナカニシヤ出版）
- 2007 「現代マレーシアにおける棄教: 「制度化」されたイスラームの一断面」『人文研究』第58巻、pp. 212-266.
- 2008 「現代マレーシアにおける多妻婚の「制度化」: イスラームと市民的価値の間で」『人文研究』第59巻、pp. 140-153.
- 2012 「イスラームと消費社会: 現代マレーシアにおけるハラール認証」『人文研究』第63巻、pp. 69-85.
- 2014a 「観光の時代におけるイスラーム: マレーシアの事例から」『人文研究』第65巻、pp. 163-178.
- 2014b 「マレーシア・イスラームにおけるハラール実践: 複ゲーム状況という視点から」杉島敬志（編）『複ゲーム状況の人類学: 東南アジアにおける構想と実践』（風響社）pp. 213-235.
- 2015 「マレーシアのムスリム女性に見るイスラーム的装い: 消費社会におけるイスラームについての一考察」『人文研究』第66巻、pp. 195-210.

Christmas among Malay Muslims: Non Islamic Factors in Muslim Behavior

TAWADA Hiroshi

The aim of this paper is to show how Islam is practiced in a modern society through a case study of behaviors of Malay Muslims. Islam is a religion which has a clear distinction of what should be done/permitted/prohibited. But in a modern society, there are many cases in which Muslims have various opinions about this distinction, especially on the matters on the boundary between the Islamic doctrine and non Islamic values. One of these cases is the debate on whether Muslims are permitted to take part in Christmas celebrations or not. There are those who forbid even saying "Merry Christmas" and those who think that it is fine to do so. In this paper I will examine the recent debate on Muslims participating in Christmas celebrations in Malaysia and analyze the opinions among both Islamic authorities and ordinary Muslims. In conclusion, I will show that the behavior of Malay Muslims is formed by not only the Islamic doctrine but also the factors such as multi-ethnicity and/or economic logic in a consumer society, both of which originate from the outside of Islamic faith.